

気象に関する警報・注意報発表時における学校の対応について（R7.7月改定）

津市立久居西中学校

	〈1〉 暴風警報・暴風雪警報・大雪警報または台風接近に伴う大雨警報・洪水警報が発表された場合 気象に関する特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）が発表された場合	〈2〉 大雨、洪水、波浪、高潮等の各警報または大雨、洪水、強風、雷等の注意報が発表された場合
始業前	① 午前6時の時点で、対象となる警報が発表されている場合は、給食を中止します。 ② <u>午前7時においても</u> 警報が解除されない場合は、休校とします。 ③ 警報が <u>午前7時までに</u> 解除された場合は、解除後2時間以上の余裕をもって登校してください。 ただし、午前6時以降、 <u>午前7時までに</u> 解除された場合は、給食を実施せず午前中の授業とします。 ＊ 警報が解除されても、通学路が危険な場合、危険が予想される場合は、登校を見合わせてください。	通常どおり授業を実施します。 ＊ 登下校の安全確保が困難な場合は、登校を見合わせてください。
登下校時	① 校内にいる生徒を安全な場所で待機させ、以降は、在校時と同じ対応になります。 ② 職員が校区巡視を行い、登下校中の生徒を帰宅させる、そのまま登校させる、安全な場所に避難誘導する等、安全確保を行います。（登校時は職員が出勤次第、校区巡視を行います。）	通常どおりの登下校とします。
在校時	（早めの登校や下校後の活動、休日の部活動等で一部の生徒が在校している場合も同じ対応をします。） ① 原則として授業を打ち切り、下校に向けた措置をとります。 ② 生徒を安全な場所で待機させ、下校に向け風雨等の状況、通学路の安全について情報を収集します。 ③ 安全に帰宅することが困難である場合（生徒）は、保護者と連絡をとりながら、引き続き学校において保護します。 ④ 生徒を下校させる場合は、保護者と連絡をとりながら、以下を参考に措置を状況により判断します。 (ア) 通常の下校 (イ) 教職員の引率による集団下校 (ウ) 保護者の出迎え、通学路途中での保護者への引渡し、地域等から協力を得た見守り等での下校 (エ) 保護者の出迎えまで学校で保護（帰宅しても保護する者が不在となる場合等）	通常どおり授業を継続します。

【始業前】
【登下校時】
【在校時】
とも、各学校、地域の状況により危険が予見された場合は、その段階で校長の判断のもと保護者と連絡をとりながら、最善かつ適切な措置を講じます。

※ 「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」の解釈について

- (1) 台風が低気圧に変わった後に大雨警報・洪水警報が発表された場合は、「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」に該当しません。
- (2) 「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」に該当したら、「台風の勢力が弱まり、台風でなくなった」もしくは「台風が遠ざかりつつある」という場合でも、当該警報が解除されるまで、休校等の措置を継続します。

※ 休日の部活動について

- (1) 午前10時においても対象となる警報が解除されない場合は中止とします。
- (2) 警報が午前10時までに解除された場合は、解除後2時間以上の余裕をもって活動を行うことがあります。

※ 学校からの連絡について

学校からの連絡は、緊急時連絡方法（メール配信等）で行いますが、状況により災害伝言ダイヤル（171）を使用します。